

## 神戸市立 稗田小学校 P T A規約 (改案)

### 【 第1章 】 名 称

第1条 本会は稗田小学校 PTA と呼び、平成15年4月1日に設立し、事務所を神戸市灘区岸地通4丁目2-1に置く。

### 【 第2章 】 目 的

第2条 本会は児童の福祉を増進し、併せて会員の親睦と教養の向上を図ると共に、稗田小学校の教育推進に協力する事を目的とする。

第3条 前条の目的を達成する為、次の事項を行う。

- 1 学校教育を理解してこれを補佐推進する。
- 2 学校と家庭との関係を一層緊密にし、児童の教育について保護者と教職員とが聡明な協力をする。
- 3 保護者と教職員と一般社会の協力を推進して児童の心身の発達を図る。
- 4 地域における社会教育の振興を助けると共に、教育環境の浄化に努める。

### 【 第3章 】 方 針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として学校教育に協力する。

第5条 本会は児童福祉のため活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第6条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の名において如何なる営利的、宗教的、政治的、その他 本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業に如何なる関係をも持たない。

第7条 本会は自主独立のもので他の如何なる団体及び個人の支配、統制、干渉をも受けない。

第8条 本会は学校の運営管理ならびに教職員の人事行政に干渉しない。

### 【 第4章 】 会 員

第9条 本会は下記の会員をもって組織する。

- 1 稗田小学校に在籍する児童の保護者またはそれに代わる人（以下保護者という）
- 2 稗田小学校に勤務する校長及び教職員（以下教員という）

### 【 第5章 】 会 計

第10条 本会の経費は会費・事業収入、及び自発的な寄付をもって支弁する。会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合、ならびに会員または外部の者に対し寄付を求める場合には、総会の承認を得なければならない。

第11条 既に総会承認済みの年間総予算枠内で運営する限りにおいて、総会後の内訳詳細の変更調整などが必要な場合は、運営委員会での承認をもってそれを行う。

第12条 会費は一家族につき月額 200 円とし、月毎に納める事も、また一年分を一括して納める事も出来る。

第13条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用しない。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の会計決算は会計年度終了後すみやかに会計監査を受ける。

## 【 第6章 】 会 計 監 査 員

第16条 本会の会計を監査するために会計監査員を置く。

- 1 会計監査員は2名とする。
- 2 その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第17条 会計監査員の選出方法は運営委員会において定める。

第18条 会計監査員の任期は1年とする。但し、留任は妨げない。

第19条 会計監査員は運営委員となり、本会の目的達成のために協力する。

## 【 第7章 】 総 会

第20条 総会は定例総会と臨時総会とする。

- 1 定例総会は毎年度初め、臨時総会は第20条の規定するところによって開く。
- 2 総会では次の事をはかる。
  - ① 事業計画報告・計画及び決算・予算の承認、② 役員及び会計監査の承認、
  - ③ 規約の制定ならびに変更の承認。

第21条 運営委員会が必要と認めた場合または全会員の5分の1以上の要求があった場合には会長は臨時総会を召集する。

第22条 総会の定足数は会員数の5分の1とする。もし総会が流会となった場合には、次回の総会において定足数に満たない場合でも成立する。総ての会議の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 【 第8章 】 役 員

第23条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会 長 若干名
- 2 副 会 長 若干名
- 3 書 記 若干名
- 4 会 計 若干名
- 5 会員活動 若干名
- 6 広 報 若干名

会長に欠員が生じた場合に限り副会長が昇格する。

役員の任期は1年とする。但し、留任は妨げない。

第24条 役員の選出方法は運営委員会において定める。なお、役員は総会において決定する。

第25条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会 長 本会を代表して会務を総理し、総会、役員会、運営委員会の総ての委員会を統括する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
- 3 書 記 本会に関する一切の記録事務を処理する。
- 4 会 計 本会に関する一切の会計事務を処理する。
- 5 会員活動 本会の会員活動を管理・統括する。
- 6 広 報 本会の広報に関わる活動と広報紙の発行、及び広報媒体の検討運営をする。

第26条 役員会は、上記第25条の記載の役員によって構成され、その任務は次のとおりとする。

- 1 総会及び運営委員会を含む、PTA活動全般の運営に関する方針策定と運営準備。
- 2 第2章の達成を目的とした定期的な運営の評価と改善のための評議。

## 【 第 9 章 】 顧問・相談役

第 2 7 条 本会には顧問、相談役を置く。

顧問は学校長をもってし、相談役は前役員をもってする。

第 2 8 条 顧問及び相談役は会長の諮問に応ずるものとする。

## 【 第 10 章 】 運営委員会

第 2 9 条 運営委員会は本会の役員、顧問及び会計監査員によって構成され、任務は次の通りとする。

- 1 役員によって立案された事業計画、総会に提出する議案ならびに報告書を審議検討する。
- 2 第 2 章の目的達成に関わるあらゆる計画と調整評議を行う。
- 3 その他全会員により委任された事務を処理する。

第 3 0 条 運営委員会において、本会の付則及び細則を決定することができる。

第 3 1 条 運営委員会の例会は原則として学期に 1 回開き、委員の半数以上が出席しなければならない。

## 【 第 11 章 】 特別委員会

第 3 2 条 特別委員会の委員は運営委員会において選出し、会長が委嘱する。委員長は委員により互選する。

第 3 3 条 特別委員会は運営委員会より委嘱されて事項を処理し、会長に報告書を提出したときに解散するものとする。

第 3 4 条 特別委員会の中に予算委員会を設け、翌年度の予算を審議検討するものとする。

## 【 第 12 章 】 付 則

第 3 5 条 規約は総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。但し、改正案の提出については予めその内容を会員に通告しなければならない。

※下線部は昨年度からの変更箇所とする。

この改正は令和 4 年 5 月 1 日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

P T A 会長

⑩